

令和3年第10回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和3年10月26日(火)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和3年10月26日 午後3時20分							
閉 会	令和3年10月26日 午後4時34分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	出席				
議事録署名人			小林 良浩・萩原 豊					
議事参与			堀越 延年・野本 佳永・下山 優美					
書 記								

会議事件名

- 議案第39号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第40号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第41号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第42号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
- 議案第43号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について

顛末

開会 午後3時20分

【代理】 これより、令和3年第10回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正をお願いします。

【事務局】 議案書の訂正が2カ所あります。
議案書3ページ 議案42号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について「議案第42号」となります。同ページの鴻巣農業振興地域整備計画の変更について 番号2の転用目的「農家住宅」とありますが、正しくは、「農家住宅敷地拡張（進入路）」となりますので、訂正をお願いします。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号5番 小林 良浩 委員、番号6番 萩原 豊 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。
議案第39号 農地法第3条の規定に関する件について上程いたします。
事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議案について説明します。
議案第39号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 1件 10筆

番号20
受人は稲作・畑作を中心とした農業経営を行っています。
経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は840日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は10,629.27アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約1キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法

	第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【島田 豊 農業委員】	番号20について調査してまいりました。受人は、稲作・畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、麦を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できると思われまますので、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【卯月 良治 推進委員】	番号20について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第39号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第39号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第40号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案第40号 農地法第4条の規定による転用許可申請 1件 1筆

	<p>番号6</p> <p>申請人は、畑作を中心とした農業経営を行っています。今回、農家住宅の土地の地目が農地であることが判明しましたが、申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しています。このため、今後も今までどおり申請地を農家住宅敷地の一部として利用していくため、農家住宅（追認）として申請するものです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【矢部 英利 農業委員】	番号6について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。農家住宅の追認ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【河野 博 推進委員】	番号6について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどおり農家住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第40号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】	(全員挙手)									
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第40号について原案のとおり決定いたしました。議案第40号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第41号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>									
【事務局】	<p>議案第41号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <table border="0" data-bbox="331 719 820 857"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>2件</td> <td>2筆</td> </tr> <tr> <td>貸借権の設定</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>3件</td> <td>3筆</td> </tr> </table> <p>番号75</p> <p>受人は、現在市内の実家に両親と暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、独立を考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を申請人の祖父から借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>	所有権の移転	2件	2筆	貸借権の設定	1件	1筆	使用貸借権の設定	3件	3筆
所有権の移転	2件	2筆								
貸借権の設定	1件	1筆								
使用貸借権の設定	3件	3筆								
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>									
【加藤 豊 農業委員】	<p>番号75について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>									
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>									

【加藤 勇 推進委員】	<p>番号75について調査してまいりました。申請地には、自己用住宅を建設するということですが、隣接農地との境界には土留めを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p> <p>なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号76について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号76</p> <p>受人は、現在市外の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、独立を考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を申請人の義父から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和3年7月7日付けで農用地区域から除外されています。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【江原 浩昭 農業委員】	<p>番号76について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【伊藤 清 推進委員】	番号76について調査してまいりました。申請地には、自己用住宅を建設するということですが、隣接農地との境界には土留めを設置し、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。 なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号77について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号77 受人は、現在市内の実家に両親及び家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、独立を考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を申請人の父から借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【岩崎 新一 農業委員】	番号77について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【田沼 茂 推進委員】	番号77について調査してまいりました。申請地には、自己用住宅を建設するということですが、隣接農地との境界には土留めを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については農業集落排水に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのこと。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号78について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号78 受人は、市内で息子家族と5人で暮らしています。国土交通省が施行する一般国道17号(上尾道路Ⅱ期)改築工事に伴い、自宅が収用されることになり、代替地を探していたところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【渡邊 秋夫 農業委員】	番号78について調査してまいりました。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

【武井 正夫 推進委員】	番号78について調査してまいりました。申請地には、自己用住宅を建設するということですが、隣接農地との境界にはブロック塀を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については公共下水道管に接続します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号79について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号79 受人は、現在市内の実家の離れに家族5人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、独立を考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を申請人の義父から借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号79について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建設するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

【木暮 剛 推進委員】	<p>番号79について調査してまいりました。申請地には、自己用住宅を建設するということですが、隣接農地との境界にはブロック塀を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号80について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号80 受人は、現在、市外で不動産業を営んでいます。鴻巣市内に特定建築条件付売買予定地を探したところ、開発規模、住環境ともに条件の合う本申請地を譲り受ける話がまとまり、特定建築条件付売買予定地8区画を申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【藤村 徳之 農業委員】	<p>番号80について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。特定建築条件付売買予定地ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>

【安野 悦男 推進委員】	番号80について調査してまいりました。申請地には、特定建築条件付売買予定地ということですが、隣接農地との境界にはブロック塀を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【矢部 英利 農業委員】	1軒当りの広さの上限、下限はあるのでしょうか。
【事務局】	農地転用は県からの通達で一般住宅はおおむね500㎡未満となっています。下限面積は開発許可の方で設定されています。
【渡邊 秋夫 農業委員】	今回は1軒当りの広さが小さいと思うが、どうですか。
【事務局】	今回は、隣接する宅地を含めての開発となりますので、全体の敷地面積としては2850.66㎡となります。
【議長】	ありがとうございます。では、採決を行います。議案第41号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第41号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。 続きまして、議案第42号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。番号8について、島田 豊農業委員より議案説明をお願いいたします。
【島田 豊 農業委員】	番号8 この件につきまして、令和3年10月13日に事務局とともに調査したところ、番号8について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、

	農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号9について、松本 信次会長代理より議案説明をお願いいたします。
【松本 信次 会長代理】	番号9 この件につきまして、令和3年10月12日に事務局とともに調査したところ、番号9について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	それでは採決を行います。議案第42号について、原案通り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第42号は原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第43号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について上程いたします。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第43号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により「農業振興地域整備計画の策定や変更を行うときは農業委員会の意見を聞くものとする」と規定されております。当農業委員会は「農業振興地域に関するガイドライン第11」に基づき、本市整備計画の推進に必要な農地の流動化等の農地の利用関係の調整、集団化等の構造政策の推進上重要な役割を担っており、これらの

	<p>施策が適切に行われるよう意見を付するものです。なお、詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。鴻巣市では農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催しております。内容については、事務局である農政課から説明をお願いいたします。</p>
<p>【農政課】</p>	<p>農業振興地域の農用地区域内の農地を農用地以外の用途に供する場合には、農用地区域からの除外申し出が必要になります。鴻巣市では、1月と7月の年2回のそれぞれ1ヵ月間に除外申し出を受けつけており、毎年、農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催し、鴻巣農業振興地域内の各区域の農業委員に出席して頂き、鴻巣農業振興地域整備計画の変更について、慎重に審議を行っています。</p> <p>事案番号1</p> <p>事業計画者は、現在市内の借家に家族で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、事業計画者の義父の所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。隣接農地との境界にはブロック塀をします。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。</p> <p>事案番号2</p> <p>事業計画者は、現在市内の実家に両親と家族で暮らしています。現在の住宅では建築基準法上の建築要件を満たす道路ではないことが判明したため、同法に適合するよう道路幅員の不足部分を路地状敷地への転用を計画したことに伴い申請するものです。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。</p> <p>事案番号3</p> <p>事業計画者は、現在市内の借家に夫婦で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、事業計画者の母の所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。隣接農地との境界にはブロック塀をします。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水につ</p>

いては公共下水道に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。

事案番号 4

事業計画者は、現在市内の借家に家族 4 人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、事業計画者の義父の所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。隣接農地との境界にはブロック塀をします。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。

【議長】 ありがとうございます、採決を行います。議案第 4 3 号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】 (全員挙手)

【議長】 全員と認めます。全員賛成ですので、議案第 4 3 号について原案のとおり「意見なし」ということで鴻巣市長に対し意見を送付いたします。続きまして、会長専決規程第 3 条による専決事項を報告いたします。

令和 3 年 9 月 1 3 日～令和 3 年 1 0 月 1 1 日受付分

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出

2 件	3 筆	6 6 0 m ²
-----	-----	----------------------

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出

所有権の移転	1 0 件	2 4 筆	4, 2 7 1. 4 6 m ²
--------	-------	-------	------------------------------

使用貸借権の設定	2 件	4 筆	2 9 3. 4 m ²
----------	-----	-----	-------------------------

合計届出件数	1 4 件	3 1 筆	5, 2 2 4. 8 6 m ²
--------	-------	-------	------------------------------

これらは、全て会長専決でございます。

続いて、その他の件について、農業委員又は事務局よりご報告をお願いいたします。

まず、農業委員の方から何かありますか。

【一同】	(なし)
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	<p>①生産緑地地区の農業従事希望者への斡旋について</p> <p>②9/17 に開催した農地利用最適化活動活性化研修会の研修DVDについて</p> <p>③行き止まり道路の寄付採納の取扱いについて</p> <p>④第9回定例会時に議案第36号 農地法第5条の規定による転用許可申請 番号65に係る渡邊秋夫農業委員からのご質問で、農地転用の申請地である道路後退用地が買収対象になるかというご質問について、市道路課に確認したところ、建築基準法42条2項道路は買収対象外とのことで、今回の申請地は許可後に市道路課に寄付採納することになっています。</p>
【臨時議長】	<p>これをもちまして、令和3年第10回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和3年11月25日（木）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後4時34分</p>